

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 8 年 9 月 30 日

全国健康保険協会大阪支部
支 部 長 栗 津 康

1 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

令和 9 年度特定健康診査受診券（セット券）等の封入封緘・発送業務委託

予定数量：

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ①封入物 A（受診券を含む）封入封緘・発送業務 | 300,000 件 |
| ②封入物 A 引き抜き業務 | 6,000 件 |
| ③封入物 B（送付書を含む）封入封緘・発送業務 | 113,000 件 |
| ④封入物 B 引き抜き業務 | 2,000 件 |

(2) 調達物品の特質等

仕様書及び業務委託要領による

(3) 履行期限

仕様書及び業務委託要領による

(4) 履行場所

仕様書及び業務委託要領による

(5) 見積競争方法

単価にて競争に付する。

各希望単価（小数点以下第 2 位まで）に各予定数量を乗じた額（算出された額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）の合計額にて競争に付する。

見積書を提出期限内に提出し、全国健康保険協会が定める予定価格の範囲内で、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

なお、契約相手となるべき最低価格の見積を提出した者が 2 者以上あるときは、くじ引き又は再度公告により契約の相手方を決定する。くじ引きを行う場合は、見積書提出期限の翌営業日に窓口にてくじ引きを行い、業者を決定する。窓口への来所が困難な場合は、代理人をたてるか、入札事務に関係のない協会職員がくじ引きを行う。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 07、08、09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 提出書類

① 見積書（別添様式 1）

（上記、(4) 見積書の提出方法を参照し、封筒には見積書のみ入れ封印すること）

② 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）等級決定通知書（写）

（「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有するものであること。）

③ 暴力団等排除の誓約書（別添様式 2）

④ 再委託に係る確認書（別添様式 3）

⑤ プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 のいずれかの認証の写し

5 個人情報漏洩の再発防止策等に係る応札参加許可申請書（該当する事業者のみ）

(1) 提出期限 令和 8 年 10 月 9 日（金）12 時 00 分

(2) 提出場所 〒530-8507 大阪市北区梅田 3-2-2 JP タワー大阪 13 階

全国健康保険協会大阪支部 保健グループ 担当 尾崎・吉田

(3) 提出方法 直接持参して提出又は郵送により提出

（電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。）

6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

(1) 提出期限までに到着しない見積書

(2) 見積競争に参加する資格を有しない者による見積書

(3) 記名押印を欠く見積書

(4) 金額を訂正した見積書

(5) 各単価に予定数量を乗じた合計額について落札者を決定する旨を告げて見積を行った場合で、各単価に予定数量を乗じた合計額でない価格を記載した見積書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不透明である見積書

(7) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書

(8) 同一案件の見積において、1 人の者が 2 通以上の見積書を提出した場合における当該 2 通以上の見積書

(9) (1) から (8) に掲げるほか、仕様書等の定めに違反し、又は見積書に関する必要な条件を具備していない見積書

7 その他

(1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積競争に参加する者が負担すること。

(2) 当協会の都合により見積競争を取りやめることがある。

(3) 契約の相手方を決定するため、見積競争の参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約保証金

全額免除とする。

- (6) 競争参加にあたっては、全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (8) 見積金額は、本調達にかかる一切の費用を見込むこと。
- (9) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 見積書提出後、辞退する場合は、見積書提出期限前までに、書面にて辞退を申し出ること（様式任意）。
- (11) 見積結果については当協会受付掲示板等に掲載する。（決定業者のみ連絡する。）
- (12) 請求にあたっては、消費税等額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (13) 契約書の作成又は請書の提出の有無は契約相手方を決定した後に決定するものとし、契約者はそれに応じるものとする。
- (14) 手続きにおける交渉の有無 無

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

見積競争関係書類等送付依頼書

案件名：令和9年度特定健康診査受診券（セット券）等の封入封緘・発送業務委託

標記案件に係る見積競争関係書類等について、以下の住所へ送付を希望します。

【送付先】

法人名又は商号：_____

担 当 者 名：_____

郵便番号：_____

住 所：_____

電話番号：_____

F A X 番 号：_____

依頼先

全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ 担当 今井・新屋敷

FAX:06-6455-5891